

大石田町交流センター施設使用料一覧

(1) 各室使用料 (1 時間あたり)

使用区分		基本使用料		冷暖房 使用料
		午前 8 時 30 分～午後 5 時	午後 5 時～午後 10 時	
多目的ホール (舞台)	平日	1,000 円	1,200 円	1,000 円
	土・日・祝日	1,200 円	1,400 円	
多目的ホール (観客席)	平日	1,200 円	1,400 円	1,500 円
	土・日・祝日	1,400 円	1,600 円	
楽屋 1 (小)		200 円	300 円	100 円
楽屋 2 (大)		300 円	400 円	200 円
リハーサル室		700 円	800 円	400 円
小会議室 1		400 円	500 円	200 円
小会議室 2		400 円	500 円	200 円
小会議室 3		400 円	500 円	200 円
小会議室 4		400 円	500 円	200 円
中会議室		800 円	1,000 円	500 円
調理室		500 円	600 円	300 円
和室		400 円	500 円	200 円
その他共有スペース	100 ㎡未満	400 円	500 円	200 円
	100 ㎡以上	上記の金額に 100 ㎡当たり 200 円を加算した額		

備考

1. 使用する時間が 1 時間に満たない場合は、1 時間に切り上げて計算する。
2. 超過時間の各室使用料の額は、1 時間につき、別表に掲げる各室使用料とし、1 時間に満たない場合は、1 時間に切り上げて計算する。
3. 冷暖房使用料以外の使用に係る燃料費及び光熱水費は、その実費を徴収することができる。
4. 各室使用料の「その他共有スペース 100 ㎡以上」の欄において、「100 ㎡当たり」とは、100 ㎡に満たない場合は、100 ㎡に切り上げて計算する。
5. 使用者が入場料若しくはこれらに類するもの（以下「入場料等」という。）を領収する場合又は営利を目的として使用する場合は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に掲げる額を各室使用料に加算した額とする。この場合において、入場料に段階があるときは、その最高額を基準とする。

区 分	加算する額
入場料等が 500 円を超え 1,000 円以下のとき	基本使用料の 30%に相当する額
入場料等が 1,000 円を超え 3,000 円以下のとき	基本使用料の 50%に相当する額
入場料等が 3,000 円を超えるとき	基本使用料の 100%に相当する額
営利を目的として使用するとき	基本使用料の 150%に相当する額

6. この表において「平日」とは、月曜日から金曜日までをいう。ただし、平日のうち、祝日に当たる日は、「祝日」の使用区分の使用料を適用する。

(2) 設備器具使用料（１回当たり）

使用区分及び名称			単位	使用料	備 考
多目的ホール	舞台設備 器具	スクリーン	1 式	1,100 円	
		プロジェクター	1 式	1,700 円	
		演台	1 式	600 円	花台含む
		司会台	1 式	300 円	
		指揮台	1 式	200 円	
		指揮者譜面台	1 式	200 円	
		譜面灯	1 台	100 円	
		コントラバス用椅子	1 脚	100 円	
		黒バンチカーペット	1 枚	500 円	
	照明設備 器具	ボーダーライト	1 列	700 円	
		サスペンションライト	1 列	1,100 円	
		アッパーホリゾントライト	1 列	900 円	
		ローアホリゾントライト	1 列	600 円	
		フロントサイドライト	1 式	1,600 円	
		シーリングライト	1 列	1,800 円	
		フットライト	1 列	400 円	
		ピンスポットライト	1 台	2,000 円	
		スポットライト (1kw)	1 台	600 円	
		スポットライト (0.5kw)	1 台	200 円	
		ソースフォーススポットライト	1 台	200 円	
		LED スポットライト	1 台	200 円	
		照明スタンド	1 台	100 円	
		エフェクト	1 台	400 円	
		波マシン	1 台	400 円	
	音響設備 器具	グランドピアノ (ヤマハ)	1 式	1,800 円	調律料別途
		C Dレコーダー	1 台	800 円	
		C Dプレーヤー	1 台	700 円	
		カセットプレーヤー	1 台	500 円	
		各種有線マイク	1 本	600 円	コード含む
		各種ワイヤレスマイク	1 本	800 円	
		各種マイクスタンド	1 台	100 円	
		移動用音響調整装置	1 台	1,300 円	
		移動用スピーカー	1 式	900 円	
		拡声装置	1 式	1,800 円	
拡声装置 (ワイヤレス)	1 式	1,200 円			
その他共通設備器具	拡声装置	1 式	800 円	会議室	
	業務用ガステーブルレンジ	1 台	630 円/h	調理室	
	テーブルガスコンロ	1 台	130 円/h	調理室	
	アップライトピアノ	1 式	800 円		
	平台	1 台	100 円		
	金屏風	1 式	1,100 円		
	高座用座布団	1 枚	100 円		
	緋毛せん	1 枚	100 円		
	プロジェクター	1 式	600 円		
	テレビ・B Dプレーヤー	1 式	500 円		
	C Dプレーヤー	1 式	300 円		
	移動用拡声装置	1 式	500 円		
	展示用パネル	1 台	100 円/日		
	持込設備器具	1kw/h	100 円/h	1kw 以内は 1kw とする。	

摘要

- 「１回当たり」とは、４時間を１回とする。ただし、業務用ガステーブルレンジ及びテーブルガスコンロ並びに持込設備器具は１時間当たり、展示用パネルは１日当たりの使用料とする。
- １回の使用時間が４時間に満たない場合は、４時間とみなし、１回とする。４時間を超える場合も同様とする。
- 単位が１時間当たり又は１日当たりの使用料は、第２項を準用する。
- 表にない設備器具の使用については、同類品の使用料により協議して使用料を徴収するものとする。